

## 宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任期	令和5年5月14日
委員	◎は会長、○は会長代理		
氏名	職名等		
《公益を代表する委員》			
熊谷真宏	公認会計士		
桑原真弓	東北福祉大学教授		
内藤千香子	弁護士		
一言亮輔	NHK仙台副局長		
柳井雅也	東北学院大学教授		
《労働者を代表する委員》			
阿部祥大	宮城県東北電力総連特別執行委員		
釜石行雄	電機連合宮城地方協議会事務局長		
佐野研	JAM南東北宮城県連絡会事務局長		
照井美紀	全日通労働組合宮城支部執行委員		
新関直人	UAゼンセン宮城県支部次長		
《使用者を代表する委員》			
阿部昌展	仙台商工会議所理事・事務局次長		
稲妻敏行	宮城県商工会連合会専務理事		
大内仁	宮城県中小企業団体中央会専務理事		
佐藤万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長		
成田努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		

注. 委員の配列は五十音順による。

## 令和3年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄鋼業	13 (16)	1,400 (1,780)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	305 (276)	15,640 (15,620)
自動車小売業	940 (957)	8,300 (8,320)
産業別最低賃金合計	1,258 (1,249)	25,340 (25,720)

※ 令和3年12月1日現在の集計数である。

※ 平成28年経済センサス活動調査（母集団DB（H30））を基に推計したものである。

※ カッコ内は前年度の数字である。

## 令和4年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和4年7月20日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282		R4.7.20	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	13	1,400	779	55.6%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282	R4.3.9	R4.7.20	電機連合 宮城県地方協議会 議長 佐藤 齊 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	公正競争	305	15,640	9,636	61.6%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R4.7.20	自動車総連宮城地方 協議会 議長 杉山 剛		940	8,300	4,930	59.4%	

2022年7月20日

宮城労働局長  
小林 健 殿

仙台市  
基幹  
委員長

— 6 — 1  
県

## 申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1,400名

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上。
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ① 当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ② 職場の内外において、集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。



### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

### 4. 申し出の内容

上記2つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

### 5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概3分の1以上  
(協約率は779名/1,400名×100=55.6%)に達していること。  
最も低い労働協約の金額 1066円/時間額  
現在適用されている法定最低賃金額 953円/時間額

### 6. 添付書類

- ① 労使による最低賃金に関する協定書
- ② 申告代表者に対する委任書
- ③ 宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上

## 申出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

最低賃金の設定申請を行うことに関して合意し、申請にかかわる事項一切を下記1の者に委任します。

1. 申請代表者 基幹労連 宮城県本部  
委員長 青田 浩一

2. 合意者

2022年7月8日

組合名	住所	合意者
基幹労連 JFE 労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目6番地1号	執行委員長 青沼 勝則
基幹労連 東北 労働組合	宮城県柴田郡村田町 大字村田字西ヶ丘23	執行委員長 青田 浩一
基幹労連 労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目3番地1号	支部長 坂本 徹

## 宮城県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要（令和4年度現在）

\* 事業所数 13事業所

\* 労働者数 1,400名

（上記のうち最低賃金に関する労働協約の提要を受けるものの内訳）

組合（支部）・事業所数	適用者数合計
3組合	779名

事業所名	組合名	労働協約の適用労働者数
1. JFEスチール（株） 棒線事業部仙台製造所	JFEスチール 仙台労働組合	392名
2. 東北特殊鋼（株）	東北特殊鋼 労働組合	306名
3. 日鉄建材（株） 仙台製造所	日鉄建材 労働組合仙台支部	81名

令和4年(2022年)7月20日

厚生労働省宮城労働局  
局長 小林 健 殿

仙 台 市 宮 城 区 一 二 七

地方協議会

藤

仙 台 市 宮 城 区 二 七 六

JAM 商 会 協 会

会 藤 俊 晴

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

9,636名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る）を営む使用者に使用されている労働者。

15,640名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金改正決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。





## 5. 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底上げ、底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他業種、特定産業別最低賃金（鉄鋼業、自動車小売業）との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定特定最低賃金額

時間額 890円（令和3年（2021年）12月15日発効）

尚、賃金格差についての疎明資料は別添資料の通りである。

## 6. 添付書類

- ・ 改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・ 労働協約の写し
- ・ 最低賃金必要性の決議書
- ・ 疎明資料

以上



令和4年(2022年)特定産業別(宮城県電子部品・デバイス・・・製造業)最低賃金合意署名取り組み状況

令和4年(2022年)7月20日現在

( )内数値:合意者人数

責任単組・産別	1. 労働協約		2. 機関決議		3. 機関決議 (事業所・従業員会)		合計
トーキン労働組合	トーキン労組 (590)	1 (590)					1 (590)
EMデバイス労働組合	EMデバイス労組 (117)	1 (117)					1 (117)
ケミコン東日本労働組合宮城支部	ケミコン東日本宮城支部 (256)	1 (256)					1 (256)
NECプラットフォーム労働組合	NECプラットフォーム労働組 (401)	1 (401)					1 (401)
セレスティカジャパン労働組合	セレスティカジャパン労働組 (172)	1 (172)					1 (172)
パナソニックコネクティッドソリューションズ労働組合	パナソニックコネクティッドソリューションズ東北支部仙台地区 (14)	1 (14)					1 (14)
マクセルフロンティア労働組合	マクセルフロンティア労働組宮城支部(73)	1 (73)					1 (73)
アドバンテスト労働組合	アドバンテスト研究所労働組(32)	1 (32)					1 (32)
日立国際電気グループ労働連・五洋電子仙台支部労働組合	五洋電子仙台地区 (53)	1 (53)					1 (53)
アドバンテスト労働組合	アドバンテストコンポネット労働組(43)	1 (43)					1 (43)
電機連合本部賃金政策部	プライム7-SEIナジ労働組 (3,046)	1 (3,046)			アルプスアルパイン労働委員会 わくや支部(817) おおさき支部(1457) 角田支部(533) きたはら支部(794)	4 (3601)	1 (3046) 4 (3601)
宮城県東北電力総連	東北電機製造労働組 (234)	1 (234)	通研電気工業労働組(244) 東北計器工業労働組(102)	2 (346)			1 (234) 2 (346)
JAM南東北宮城県連絡会			ケテック労働組(196) JAMKLSユニオン(114) JAMJFE商事コマック労働組(36) スタンレー宮城製作所労働組(124)	4 (470)			4 (470)
宮城地協	レビッセミコンタ宮城労働組 (188)	1 (188)					1 (188)
総計	12組織	13単組	6組織	6単組	1組織	4単組	23単組
総計	5,219名		816名		3,601名		9,636名 *合意率 9,636名/15,640名 ≒61.6(%)

\* 令和4年度(2022年)適用労働者数、15,640名 (令和3年(2021年)12月1日現在集計適用労働者数)

宮城県特定(産業別)最低賃金改正申し出に係る疎明資料

『宮城県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』

※新規学卒者初任給情報(職業計)【令和3年(2021年6月作成)ハローワーク仙台】

性別	都道府県	高卒初任給(平均値)	時間額換算(月:160h)
男女計	宮城県	178,000円	所定内労働時間160hとする 1,112円/h

産業分野 企業規模(10人以上)	年齢 所定内給与(男女計)	時間額換算(月:h)
E28: 電子部品・デバイス・電子回路製造業	18.8歳 172,300円	労働時間167h 1,032円/h
E29: 電気機械器具製造業	19.3歳 190,600円	労働時間168h 1,134円/h
E30: 情報通信機械器具製造業	19.2歳 156,600円	労働時間161h 972円/h

※〈資料出所〉厚生労働省賃金構造基本統計調査 令和3年賃金構造基本統計調査(宮城県)  
令和4年(2022年)3月25日公開

※令和3年(2021年)宮城県特定産業別最低賃金

『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』の法定産業別最低賃金額は890円/hである。宮城県内の新規高卒初任給や企業規模(10人以上製造業)と比較しても、依然として賃金格差は大きい。

【産業分類(E28・29・30)による賃金調査産業計(平均)】

(令和3年(2021年)12月分、所定内給与(パート労働者含む))

事業所規模	所定内給与	時間額換算
5人以上	239,992円/月	所定内労働時間160hとする 1,499円/h

※〈資料出所〉みやぎの雇用と賃金(宮城県公式ウェブサイト)

※大手・中小零細企業も含めた電機産業に働くすべての労働者の賃金の底上げ・底支えを図り、持続的な発展を支える優秀や人材の確保や今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出、宮城県の他2業種特定最低賃金(鉄鋼業・自動車小売業)との賃金格差是正を図るべきである。

以上



2022年7月20日

宮城労働局長  
小林 健 殿

宮城県角田市佐倉字宮谷  
自動車総連宮城地方協議  
議長 杉山 剛

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

宮城県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。



【添付資料】

宮城県における自動車小売業の事業所数と、労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 宮城県における自動車小売業の事業数と、労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	940 事業所	8300 人

2. 1のうち、最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	3 事業所	1159 人
機関決定	14 事業所	3771 人
合計	17 事業所	4930 人

【添付資料】

3. 2の合意する者の内訳

(1) 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	当 事 者 名 称		適用労働者数
	事業所等名称	労働組合等名称	
1	宮城トヨタ自動車株式会社	宮城トヨタ自動車労働組合	518 人
2	ネットトヨタ仙台株式会社	ネットトヨタ仙台労働組合	447 人
3	三菱ふそうトラック・バス株式会社	三菱ふそう労働組合・北日本支部	194 人
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計	事業所	3 組合	1159 人

【添付資料】

(2) 最低賃金を設定することが必要であるとの機関決定がおこなわれている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	構成員数
1	仙台トヨペット労働組合	344 人
2	トヨタエルアンドエフ宮城労働組合	70 人
3	トヨタカローラ宮城労働組合	425 人
4	全日産販売労働組合 宮城日産自動車労働組合	202 人
5	全日産販売労働組合 日産プリンス宮城販売労働組合	250 人
6	全日産販売労働組合 日産サテリオ宮城労働組合	171 人
7	全日産販売労働組合 日産部品宮城販売労働組合	48 人
8	宮城三菱自動車販売労働組合	138 人
9	トヨタレンタリース宮城労働組合	124 人
10	東北マツダ労働組合宮城支部	477 人
11	スズキ販売労働組合自販宮城支部	237 人
12	いすゞ自動車東北労働組合宮城支部	195 人
13	全国スバル販売労働組合宮城スバル支部	207 人
14	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売南・東北支部	883 人
15		
計	14 組合	3771 人

宮城地方最低賃金審議会  
会長 熊谷 真宏 殿

2022年7月28日  
全国一般全国協議会宮城合同労働組合  
委員長 星野憲太郎

## 最低賃金改定についての意見書

### 今、急激な物価高が生活を襲っています

物価高と円安が止まりません。今年5月の消費者物価指数は、一年前より2.1%の上昇し、2ヵ月連続で、2%を超えました。調査対象の70%近い品目が上がっていて、値上げのすそ野が広がっています。6月の企業物価指数は前年同月比 9.2%でした。まだ小売りには十分に反映していませんが、いずれ小売りにも及んでくるはずで

す。円安も止まりません。この陳述書を書いている7月19日の為替レートは1ドル=138円であり、3月の初めには115円前後だったので、急激な円安です。円は、ユーロに対しても円安になっています。

今、物価を押し上げている大きな要因は、エネルギーや穀物、原材料などの国際的な価格の大幅上昇ですが、そこに、輸入品物価をさらに高騰させる円安が加わり、私たちはダブルパンチの状況に見舞われています。

### アベノミクス＝異次元緩和政策の破綻が明らかです

しかも世界が金融緩和政策をやめて利上げに向かっている中、日本だけがアベノミクスの異次元緩和政策を継続し、「金利をゼロに据え置く」と宣言しているのですから、一層円安が進んでしまいます。物価高を食い止める責任がある岸田政府は無為無策です。

今の資源や穀物の国際価格、そして、円安が今後も続いた場合、今年一年間の家計の負担が、一年前より平均で6万5000円増えるという試算もあります。

### 2022年、生活危機下での最賃改定に際して

深刻な物価高によってもっとも打撃を受けるのは、最賃レベルで生活している労働者です。本年の最賃改定に際しては急激な物価高を十分反映させるべきです。

フランスの法定最低賃金は、消費者物価上昇に伴って引き上げられます。前回の引き上げ時か





ら物価上昇率が2%を超えると、翌月から物価上昇分を引き上げる方式になっています。フランスの国立統計経済研究所は4月15日に、前月の物価上昇率を発表したが、政府は5月1日に従来の時給10.57ユーロを2.65%引き上げて、10.85ユーロとしました。フルタイム換算で月額1,603.12ユーロから1,645.58ユーロへの引き上げとなります。また、フランスでは以前は地域格差がありましたが、今はパリも地方も同じ全国一律最賃です。

食料をはじめとする生活必需品の値上がりは地域を問いません。一律に上がります。

## 全国一律・大幅引き上げを

近年、とくに地方から引き上げを求める強い要請が繰り返され、政治の場においても歴代政府が引き上げを明言してきました。その背景には「低すぎる日本の最低賃金」「貧困と格差の拡大」という現実、さらに厳しい地域社会・経済の状況、特に若年世代の地方から大都市圏への流出に対する危機感があります。

最賃額の地域格差を解消するためには全国一律制を導入すべきだという議論も強まってきました。地域間格差につながる「目安」制度そのものが問われていますが、そのあり方を検討する全員協議会は審議が予定より遅れ、報告は来春に繰り延べされています。

岸田政府の姿勢にも疑念が向けられています。当初は強調されていた「分配」や「れいわの所得倍増」は後退し、前政権と変わらぬ「成長戦略」優先に置き換わってしまったと批判されています。安倍元首相の横槍があるとも指摘されています。しかも日銀総裁が「家計の値上げ許容度も高まっている」などと発言、労働者市民の生活とかけ離れた認識だと批判され、撤回するというありさまです。

すべての低所得労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」の実現のため、実りある最賃審議を求め、以下を要請します。

1. 最賃を全国一律1500円(時間給)に引上げること
2. 中小企業への最賃引き上げ支援策を拡充すること
3. 最賃審議をすべて公開すること
4. 「目安」に関する全員協議会の経緯、今後の予定について明らかにすること

以上

宮タク協第 33 号

令和4年7月26日

宮城地方最低賃金審議会

会 長 工 藤 農 殿

一般社団法人宮城県タクシー協会

会 長 高 澤 雅 哉

## 宮城県最低賃金の改正について (要望)

謹啓 平素はタクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在中央最低賃金審議会で2022年度の最低賃金を審議中ですが、未だ結論を見出せず目安も示されておりません。昨年は、全国平均で前年度比28円(3.1%)、時給930円とする大幅引き上げが決定され、宮城県では853円となり時給で示す現在の方式になってから過去最大の引き上げとなるとともに、コロナ禍による営業収入の減少と相まってタクシー業界は存亡の危機に直面する事態に陥りました。

本年についても、事業の賃金支払能力について詳細かつ十分な検討を重ねることなく政府の意向に沿って大幅な引上げがなされるのではないかと、極めて憂慮しております。

もとより、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、タクシー業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引上げは、生産性が向上して初めて可能なものであり、決して先行するものではないと考えております。

また、タクシー事業は、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに

乗務員の労働条件が著しく悪化したため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」が平成26年1月27日から施行され、同法に基づき設置された地域の協議会において、減車を含めた計画の実施等が行われております。

さらに、コロナ禍による運送収入の減収が現在も続いていること、及び本年2月からのロシアのウクライナ侵略の影響でエネルギー需要がより一層逼迫し、燃料価格の高騰が懸念される状況の下、大変厳しい経営状況にあるタクシー事業において、更なる負担増となる最低賃金の引き上げは事業の存続が危ぶまれるばかりでなく、多くの乗務員の雇用機会を失うことに繋がりかねません。

このような中、法人タクシーは雇用調整助成金や地方自治体の支援金等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けておりますが、未だ労働条件が十分に改善されるまでには至っておらず、タクシー事業を取り巻く環境は依然にも増して大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴職におかれては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるにあたりましては、地域間格差と賃金支払能力を十分考慮した上で、慎重の上にも慎重にご審議をいただくよう強く要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白